※1 設問中に特に指定がない場合、「 令和3年度の実績 (※2 四角内の数字は市町村数 ※3 割合は54市町村を100%としたとき	<u>(令和4年3月31日現在)</u> 」の状況になります。
問1. 貴市町村の窓口には住民等から市民後見人につい	って問い合わせがありましたか。
5 1. ある 101 件数/年(合計)	49 2. ない→問4へ
9% (3市町村減)	91% (3市町村増)
問2. 問1. で1. 「ある」と回答した市町村にお尋ねします 答可)	。問い合わせのあった相手方をお答えください。(複数回
3 1. 本人	2 2. 家族
6% (1市町村減)	4% (1市町村減)
0 3. 地域住民 0% (4 表取共活)	0 4. 民生委員 0% (1市町村減)
(4市町村減) 1 5. 社協	2 6. 医療機関
────────────────────────────────────	
2 7. その他 (1市町村減)	
7. とお答えの場合、具体的な相手方を御記入ください	·
●地域包括支援センター、ケアマネ、生活保護のワーカー等等	●ケアマネージャー、NPO法人、市民後見人
問3. 問1. で1. 「ある」と回答した市町村にお尋ねします可)	。問い合わせのあった内容をお答えください。(複数回答
2 1. 市町村長申し立て	4 2. 制度の問い合わせ
4% (1市町村減)	7% (2市町村減)
2	
●身寄りがなく、今後が心配。公証役場で後見制度と可 裕もないので、市民後見人に担当して欲しい。●市民後	
問4. 貴市町村では、成年後見の担い手として市民後見。	人の養成に取り組んでいますか。
20 1. すでに研修を実施している → 問5へ	34 2. 取り組んでいない → 問10へ
 37% (増減なし)	63% (増減なし)
問5. 問4. で1. 「すでに研修を実施している」と回答したか。	市町村にお尋ねします。研修はどのように行っています
0 1. 担当課等で直接実施	20 2. 委託 委託先 市社協13件、NPO法人2件、一般社団法人4件、行政書士会
0% (増減なし)	37% (2市町村増)
<u>2</u> 3. 近隣市町村と合同で実施 4% (1市町村減)	0 4. 研修実施団体に希望者を派遣 0% (増減なし)
0 5. その他 0% (1市町村)	(-14)
5. とお答えの場合、具体的な実施方法を御記入くださ	l'.

問6. 問4. で1. 「すでに研修を実施している」と回答していますか。	た市町村にお尋ねします。研修修了者の名簿を作成して
15 1. いる 28% (2市町村増) 2. と回答の場合、名簿を作成していない理由	5 2. いない 9% (2市町村減)
●委託先で名簿を作成・管理しているため。 ●近隣市と 住民の受講がなかったため。	上共同で養成研修をおこなったが、当町の
問7. 問4. で1. 「すでに研修を実施している」と回答しアップ研修等は行っていますか。	た市町村にお尋ねします。研修修了者に対するフォロー
18 1. 行っている 33% (1市町村増) 2 3. 予定はない 4% (1市町村 1. と回答の場合、事業内容	0 2. 検討中 0% (1市町村減) 付増)
●市民後見人として、実際の後見業務にあたり、どのようにできまえが実施。福祉施設の見学や後見業務のスキルアップした方に対し、実際に成年後見人として活動している専門るにあたって必要な知識等を伝える。●後見業務の事例等のであたって必要な知識等を伝える。●後見業務の事例等のであれて、またのではは年2回以上行うことを仕様書に定めてする中での意見や疑問点等を聞き、研修内容に反映させてできる時での講座を中心に実施。●年2~3回の座学による研修会で成年後見制度利用促進の視点、介護保険や障害福祉制度をプループワークや講義などを行う。●関係制度・法律、市場大会には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	がプの研修など。 ●これまでに養成講座を修 間職を講師にむかえ市民後見人として活動す の研修を4時間行っている。 ている。市民後見人、後見支援員として活動 いる。●後見業務の基礎研修の延長として座 を実施。裁判所への初回提出資料の作成や などの学習を行った。 民後見人の実務、について約6時間の研修を
問8. 問4. で1. 「すでに研修を実施している」と回答し家庭裁判所と協議を行っていますか。	た市町村にお尋ねします。市民後見人の選任に向けて、
61. 行っている11%(2市町村増)83. 予定はない15%(1市町村減)	4 2. 検討中 7% (2市町村減) 2 4. その他 4% (1市町村減)
3. 4. とお答えの場合、理由を御記入ください。 ●市民後見人が受任できる案件や、千葉市社会福祉協立などについて、過年度に協議し共通認識の共有を政強受任が難しく、法人後見内の支援員として活動していは監督人となる社会福祉協議会と受任調整会議を開催等の選任が適当と思われるケースが多いため。●市民後見、●委託先において行っているため。●相談事例がない●弁護士や司法書士、行政書士、社会福祉士等の専門実施する法人後見で充足しており、市民後見人に依頼	図っている。●養成した市民後見人は単いるため。●市民後見人の選任について 崖し、判断しているため。●専門職後見人 送後見人として登録の方へ法人後見支援 人として活動する受け皿が無いため。 ため 門職後見人若しくは社会福祉協議会等が
問9. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答しての人数を把握されていますか。(新規)	た市町村にお尋ねします。これまでに養成した市民後見人
15 1.いる	5 2. いない
385 人	

問10.	問4. で	1. 「すでに	:研修を実施し	ている」と回答	した市町村に	こお尋ねします	。市民後見人	、の養成数等、具
体的な	目標はあ	ありますか。	,					

3 1. ある 17 2. ない (1市町村減) 6% 31% (2市町村増)

1と回答の場合、目標及び根拠等

- ●平成25年に実施したニーズ調査において、成年後見制度の利用が必要な人数が158人であ
- り、市民後見人1人あたり2名分の受付を想定し、80人を養成。 ●目標: 年5人程度の養成(養成研修を2~3年ごとに実施し、毎回10人程度の養成を予定)根 拠:社協が法人後見として受託している成年被後見人等の中から, 市民後見人による支援が適 した方を選任していくことを想定しており,現時点でのケース数等から算定している。
- ●社会福祉協議会で実施している法人後見事業へ法人後見支援員として実務を積んでもらった 後に市民後見人として活動してもらえるように考えています。(令和5年度目標)
- → 問13へ

16

問11. 問4. で2. 「取り組んでいない」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の養成について取組の検 討会議等を行っていますか。

1. 行っている 2. 行っていない 25 17% 46%

- 2. とお答えの場合、理由を御記入ください。
- ●今後先進事例の確認を行う予定であり、まだ検討会議等を行える段階ではないため。●令和3年度か ら成年後見中核機関を設置したため、今後の検討事項として捉えている。●中核機関の設置と計画の策 定を優先しており、市民後見人の養成は、今後の課題としている。●中核機関の設置を含めて、進展して いない為。●市民後見人の養成を行う必要性を感じていないため●市民後見のニーズを把握していない ため●法人後見や中核機関等の整備に取り組めていないため、市民後見人の養成についても検討され ていない。●市民後見人の養成に対する知識がないため●相談件数も少なく、専門職の後見人で足りて いるため。
 ●成年後見制度への理解が進んでおらず、市民後見人の養成を進める段階ではないと考える。
 ●成年後見制度の利用者が少なく、専門職後見人で対応できているため。

●今後、協議会等を活用して検討予定。

問12. 問4. で2. 「取り組んでいない」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の養成に取り組めない理 由はなんですか。一番近いものに〇を付けてください。

1. 法人、専門職の後見人で足りている 3 2. 成年後見制度を必要とする人を把握していない

15% (4市町村減) (1市町村減)

11%

(増減なし)

3. 研修を実施してもその後のバックアップ 4. 研修を委託できる団体がない 6

体制が整っていない 30%

(5市町村増) 6 5. その他 0% (増減なし)

- 1. と回答の場合、足りていると判断した理由
- ●専門職後見人で対応できているため(4件)
- ●後見人申し立ての件数が少なく、市内の法人と連携し対応しているため
- ●小さな町であり、成年後見の相談も少ないため。●特に足りないとの話が今のところない。
- ●現時点では、社会福祉協議会や地域包括支援センターから足りないという声が上がっていない。また、 令和4年度から社会福祉協議会において法人後見事業を開始し受け皿が広がったため。
 - 2. と回答の場合、把握できていない理由
- ●把握方法が無いため●他業務との兼務による人手不足。
- 5. と回答の場合、具体的理由
- ●法人後見受任団体のもとで活動を行う「市民後見協力員」の養成およびスキルアップ研修を実施してい る。市民後見協力員へアンケート調査を行ったが、市民後見人として活動を希望する方が少数であったこ とから、市民後見人の養成は慎重に検討する必要があるため。●研修を実施する知識、ノウハウがない (2件)。●要望もなく、また養成する人的余裕もない●令和4年度より市社会福祉協議会への業務委託に より市民後見人養成研修を実施する予定である。●令和5年度の実施に向けて検討中。

49 1. している 461 件/年(合計) 5 2. していない
91% (1市町村増) 9% (1市町村減)
2. とお答えの場合、理由を御記入ください。 (例)要望がない
●申立ての相談は受けたが、その後親族の支援が得られることとなったため。●毎年数件程度申し立てを行っているが、R3年度については申し立てなし。●相談を受け、申立てに向けて動いている途中で本人死亡となり申立てに至らなかったため。●令和3年度は実績がなかった。必要が生じれば申立てを行う。
問14. 問13. で1. 「している」と回答した市町村にお尋ねします。市町村申し立てをした後見人の種類をお答えください。
28 1. 法人 78 件/年(合計) 40 2. 専門職 361 件/年(合計)
52% (5市町村増) 74% (3市町村減)
3 3. 市民 3 件/年(合計) 9 4. その他
6% (増減なし) 17% (5市町村減)
4. と回答の場合、具体的な後見人と件数
●NPO1件、申立て後死亡5件●法人後見支援員としての訪問活動後見業務の実施に必要となる知識、技能、倫理等の習得を目的とした定期研修、事例検討●1件は申立後、審判前に死去したため選任されず。●現在申立て中であり、まだ後見人等が選任されていないため。(1件/年)●法人と専門職の複数後見人1件あり●途中で本人お亡くなりにより、決定まで至らなかった方が1件。●裁判所に一任●1件は申立中に死亡 …など
問15. すべての市町村にお尋ねします。成年後見制度利用促進法及び同法に基づく基本計画に関連し、各市町村における基本計画につき取組状況をお答えください。
19 1. 基本計画策定済み 35% (3市町村増)
27 2. 検討中 50% (2市町村減)
8 3. 予定なし 15% (1市町村減)
3と回答した場合、理由
●高齢者福祉・障害支援で検討出来ていないため●中核機関が担う機能の一部は賄えているため。 ●体制整備が進んでいないため、令和4年度以降検討する予定としている。●人員不足の為。 ●直営の地域包括支援センターで相談を受けており、件数も多くない為。●設置の必要性を感じていない。 ●関係部署・関係機関と協議できていない。●方向性が不明確なため
問16. すべての市町村にお尋ねします。成年後見制度の中核機関を設置していますか。
7 1. 単独で設置している 8 2. 連携して設置している 連携先 社会福祉協議会、近隣市など
13% (1市町村増) 15% (3市町村増)
2 3. 令和3年度設置予定 29 4. 検討中
4% (1市町村減) 54% (2市町村増)
8 5. 予定なし 15% (5市町村減)
5. とお答えの場合、理由を御記入ください。
●高齢者福祉・障害支援で検討出来ていないため●中核機関が担う機能の一部は賄えているため。●中核機関が担う機能の一部は賄えているため。●直営の地域包括支援センターで相談を受けており、件数も多くない為。●関係部署・関係機関と協議できていない。●設置の必要性を感じていない。●人員不足の為。

問17. すべての市町村にお尋ねします。市民後見人の養成について、県に望む支援はありますか。

8 1. 財政的支援 10 2. 家庭裁判所との調整 15% 19% (3市町村減) (1市町村減) 3. 最新の情報提供 21 4. 他の自治体との協議の場の提供 33 61% 39% (3市町村増) (4市町村減)

10 5. その他 19% (2市町村増)

- 1. とお答えの場合、地域支援事業及び市民後見推進事業以外で必要な支援を具体的に御記入ください。
- ●中核機関の設置運営に係る費用支援(2件)
- ●成年後見支援の業務を運営するための経費も補助対象とし、財政的支援をいただきたい。
- ●現行で活用可能な支援は積極的に活用予定であるが、その他は、実際に事業に着手してから課題等 を精査したい。
- ●市民後見人として従事する際、後見監督人を選任する場合がある。その際、監督人に対する報酬について、助成支援をお願いしたい。
 - 2. とお答えの場合、具体的に御記入ください。
- ●県が主催し、裁判所と市町村が意見交換できる場を設定●研修内容・講師の情報提供等 ●市町単位で市民後見人を養成しても活躍の場がないため、家庭裁判所単位など広域的に活 躍できる体制整備を支援していただきたい。●事件ごとに独立していることは理解しているが、 市民後見人に対する報酬基準がない点は調整していただきたい。(庁内の会議において、弁護 士の方より、市民後見人のケースが多額の相続を受けた場合に報酬額も増えると想定される が、他の市民後見人との報酬の均衡はどのように図っていくのかとの指摘があった。)
- ●管内の成年後見制度利用する方の人数や後見人(専門職別人数など)について情報をもらいたい。●県から家庭裁判所に対して、市民後見人の、後見受任についての働きかけをおこなっていただきたい。●市民後見人は、経験や専門的知識が十分でないこともあり得るため、中核機関だけではなく家庭裁判所と連携しながら活動を支援出来る体制を整えたい(協議会において意見交換等は行う予定)。
 - 5. とお答えの場合、具体的に御記入ください。
- ●カリキュラムの提示、講師派遣、体験実習先の調整等●県主催の市民後見人養成研修を、県内の各地域にて実施いただきたい。●市町村ごとに市民後見人養成研修全てを行うことは非効率であり、市民後見人の基礎的な研修は県で研修(Web学習を含む)を実施していただきたい。そのうえで、自治体ごとの特色が反映される部分の研修や実務研修は市町村単位とすれば効率的である。また、フォローアップ研修は県でも実施し、市民後見人同士が横の繋がりをとりやすい体制を整えていただきたい。●市民後見人が選任された場合、監督人がセットで選任されることがあるが、監督人への報酬が市町村の成年後見制度利用支援事業において対象にならない場合もあり、市町村によってばらつきがある。県の調整により統一的なルールにしてほしい。●市民後見人の養成研修●研修テキスト配布や講師派遣、実践研修などの開催●特になし

問18. 成年後見制度の利用促進に向けた課題。(自由記載)

- ●元々後見人の担い手が少なく、遠方の専門職に後見人を依頼するケースが多い。中核機関設置の具体的なメリットが見えてきていない。
- ●基本計画策定・中核機関設置のノウハウがない。・担当職員が複数業務を兼務しており、時間が十分取れない。
- ●報酬助成の件数が増えると、介護保険からの財政負担が増えるため、介護保険料が上がってしまうおそれがある。
- ●市民後見人を養成したあと、実際に活動をする養成修了者への支援に手が取られて、業務が圧迫されている。
- ●現在、市民後見人、候補者の養成、フォローアップ研修は実施しているが、実際の市民後見人は誕生していない、法人後見から市民後見への流れ等、市民後見人を誕生させたいため、今後とも、ご指導お願いいたします。
- ●各市が行っている報酬助成や市長申立の条件を最低限統一することが必要であると感じている。 (特に最近は個々のケースにおいて住所地の要件で、近隣市と協議することが増えている。)
- ●法人後見の担い手不足(市民後見人の育成活用にあたっては法人後見の中での活躍が効果的であると考えるため)
- ●利用促進事業「全体」に係る市町村への財政的支援 ・報酬助成等の支援体制の市町村間格差
- ●複雑な課題を抱えるケースの増加に伴う、専門職後見人の負担増(受け手不足)
- ●一度後見人が選任されると、その方が亡くなるまで報酬が発生するので、単発で後見業務が必要となる場合は(相続放棄等)被後見人にとってメリットがない。
- ●後見人への報酬助成制度について、制度の県内統一と財政支援を県に望みたい。
- ●相談を受けた機関が必要な関係機関をつなげるための共通理解の促進と連携体制の構築。
- ●市民後見人養成研修講座を実施しているが、講座終了後の活動については今後拡充させていく必要がある。
- ●庁内での検討(高齢者部門及び障害者部門)が不十分
- ●同一家裁管内であっても、市ごとに成年後見制度利用支援事業の内容が異なり、支援から漏れる事例が発生する。
- ●報酬助成制度の要件の統一
- ●当市の規模では中核機関を設置するメリットが少ないと感じています。広域で設置する方向性があると良いと思います。
- ●市民後見人を育成しているが、実施に至っていない。養成した市民後見人が様々な理由により、後見人として活動する前に辞退してしまう。
- ●高齢者部門と障害部門で成年後見に係る担当課が分かれているため、推進に関することについては協議が必要となる。
- ●今後中核機関や協議会を設置するにあたり、地域に弁護士等がおらず、専門的意見が得にくくなる可能性がある。
- |●地域的に法律専門職との連携が取りにくい。町内だけでは中核機関やネットワーク構築などが進まないた |め、広域的な協議も必要。